

2020年5月14日

2020年5月21日更新

株式会社サニックス

緊急事態宣言の一部解除に伴う営業体制の変更について

当社グループでは、かねてより新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、社内に対策本部を設置し、お客様、お取引先様、地域社会の皆様、従業員とその家族の安全確保・感染予防と感染拡大防止を最優先とした対策を講じてまいりました。

5月14日、**ならびに21日**に政府から発表された緊急事態宣言の一部解除に伴い、宣言解除地域における営業活動を再開することといたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。緊急事態宣言対象地域のお客様ならびに関係者の皆様には引き続きご迷惑とご不便をおかけしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

1. 緊急事態宣言が解除された地域における営業体制について

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、本日まで当社全事業部門において、新規のお客様への営業活動を自粛しておりました。今般、緊急事態宣言が解除された地域に所在する当社事業拠点におきましては、十分な感染予防策を講じた上で通常営業を再開いたします。

2. 緊急事態宣言対象地域における営業体制について

(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、~~京都府、大阪府、兵庫県~~)

今般、感染拡大リスクはピーク時と比較して相当程度低減されたと考えられますが、緊急事態宣言が解除されていない地域に所在する当社事業拠点におきましては、引き続き出勤人数を制限し、お客様からのご要望にお応えできる必要最低限の人数での運営を継続させていただきます。

※政府が定める『新型コロナウイルス感染症対策の基本方針』において、緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者には該当する「発電事業」、「廃棄物処理事業」につきましては上記対応から除外します。

3. 上記に伴う対応について

- (1) 当社が提供するサービスに関するご相談につきましては、随時受付を行っております。
- (2) お客様からのお問い合わせ・ご依頼・ご要望につきましては、可能な限り迅速にご対応いたします。
- (3) 引き続き出勤人数の制限を実施していることから、通常よりお電話がつながりにくい場合もございますが、ご了承いただきますようお願いいたします。

4. その他

2020年5月14日現在、当社グループ従業員の中で、新型コロナウイルス感染者は発生しておりません。また、4月13日付で公表しております「サニックスグループにおける新型コロナウイルス感染対策について（5月7日更新）」は継続して実施してまいりますので、あわせてご確認ください。

⇒ <https://sanix.jp/corporate/pdf/20200413.pdf>

【お問い合わせ先】

株式会社サニックス お客様相談室 0120-39-3290

【受付時間】8：30～17：30 土・日・祝日も受け付けております。（ただし、ご用件を承るのみとなる場合があります）

以上